

長岡市障害者基幹相談支援センターの役割・機能

R5.4.1現在

「基幹相談支援センター」とは、障害者総合支援法（障害者の日常生活を総合的に支援するための法律）第77条の市町村の地域生活支援事業のうち、地域における相談支援の中核的な役割を担う機関です。
地域の相談支援事業所と連携し、相談支援における様々な地域課題を解決できるような「基幹相談支援センター」を目指します。

長岡市 福祉課

障害者基幹相談支援センター

①関係機関からの相談対応

- ・関係機関がどこに相談をしたらよいか分からない事案について、必要な機関とつながるための仲介
- ・地域移行・地域定着促進の取り組み

②相談支援専門員の人材育成

- ・相談支援事業所の現状把握や気軽に相談できる機会にするための定期訪問
- ・スキルアップ及び連携強化のための各種研修会を企画・運営

③相談支援体制の整備と構築

- ・地区担当制で均整の取れた相談業務が行えるよう委託相談支援事業所のバックアップ
- ・ヒアリングや連絡会議を通して、障害者相談支援事業に関する実態把握・課題整理を行い、必要な取組を検討

④障害者自立支援協議会の運営

- ・協議会全体の事務局としてスケジュール管理・地域課題の進捗把握と管理
- ・委託相談支援事業所の相談支援専門員と事務局機能を共同実施
- ・障害福祉計画と協議会の連動に向けて運営会議での協議・検討
- ・精神障害にも対応した地域包括ケアシステム協議の場の推進

⑤障害者虐待防止センター

- ・障害者虐待発生時の緊急介入
- ・虐待かどうかの適正な判断
- ・支援体制の整備や本人・家族への対応を支援者と一緒に進行
- ・虐待予防・防止の視点で助言やサポート
- ・支援者向け研修会や啓発活動

相談・支援・助言

相談・支援・助言
ネットワーク強化

相談支援事業所

委託相談支援事業所

指定特定相談支援事業所

連携

医療機関

保健所

児童相談所

教育委員会

特別支援学校等

ハローワーク

司法関係

社会福祉協議会

地域包括支援センター

障がい者就業・生活支援センター

入所施設

サービス提供事業所

地域の関係機関